

# 畜産農家のみなさまへのお願い

EUにおける規則の変更に伴い、EUに輸出される牛肉については、**出生からと畜されるまでの飼養地住所等の提出が必要**となりました。

輸出事業者等から、**農場の住所、ホスホマイシン不使用申告書や飼料等  
給与履歴証明の記載事項を輸出手続きのために利用することへの同意を  
求められる**場合がありますので、ご協力をお願いいたします。



畜産農家



あなたの農家で飼養されていた牛の肉をEUに輸出するため、農場の住所をEUの輸入事業者  
に提供してよいでしょうか？

はい、わかりました。



輸出事業者等

## 概要

- 2023年6月29日、EUにおいて、農業が引き起こしている世界的な森林減少の防止を目的とした規則（Regulation on Deforestation Free Products（EUDR））が発効。
  - EU域内で対象品目（牛、カカオ、コーヒー、パーム油、ゴム、大豆、木材の7品目とその派生製品である**牛肉**やチョコレート等）を流通させるには、**当該製品が森林減少を引き起こしていないことを証明**（森林デューデリジェンス：当該製品の生産が森林減少につながらないことを示す情報の収集、リスクの評価、リスク緩和の措置）する必要。
- ⇒ 日本からEUに牛肉を輸出する際に、日本の輸出事業者はEUの輸入事業者に対し、**牛肉の生産地情報（出生からと畜までのすべての飼養地の住所等）を提供**する必要。
- ※ 2023年6月29日（規則発効日）以降に生まれた牛の肉が対象  
飼養期間を考慮すると2025年末以降に輸出される牛肉が対象となる見込み